

「さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例」における
特定用途の取扱いについて

予定建築物の用途について、本市では下表に掲げる用途についても特定用途として
取扱っております。詳しくは各窓口へお問合せください。

特定用途として扱う用途	該当する特定用途
官公庁の庁舎 (市役所、県庁など)	事務所
市民会館	劇場
自治会館、公民館	公会堂または集会場
銀行、郵便局の本店機能	事務所
鉄道駅舎内の店舗 (改札の外にあるもの)	百貨店その他の店舗
鉄道駅舎内の事務所 (改札の外にあるもの)	事務所